第十一条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2　現地調査図素図の作成に当たっては、公図等に加え、図上街区点の位置座標又は図上街区点間の距離が記載された資料（以下「図上街区点資料」という。）を収集するものとする。

「第三章　調査」を「第三章　現地調査」に改める。

第十条中「第八条第四号」を「第九条第四号」に、「街区点の調査、地籍基本測量並びに地籍基本調査図及び地籍基本調査簿」を「現地調査、都市部官民境界基本測量並びに都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条の見出し中「地籍基本調査図」を「都市部官民境界基本調査図」に改め、同条中「地籍基本調査図」を「都市部官民境界基本調査図」に、「又は一千分の一」を「（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に改め、同条各号列記以外の部分中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に改め、同条第三号中「地籍基本調査図」を「都市部官民境界基本調査図」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に改め、第一章中同条を第八条とする。

第六条中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に、「国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第四」を「令別表第三」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「前条第二号及び第三号」を「前条第二号から第四号まで」に、「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に改め、同条中「地籍基本調査の」を「都市部官民境界基本調査の」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第四条とする。

一　現地調査

二　都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量及び都市部官民境界基本細部測量

三　街区点測量

四　復元測量

五　都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成

第二条中「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に、「周知させ」を「周知し」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　（定義）　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路等　道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等をいう。

二　街区　道路等によって区画された土地をいう。

三　街区点　街区の形状を示す地物及び地点をいう。

四　公図等　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。

五　図上街区点　公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。

六　標識等　道路等の区域の境界標、土地の境界を示すものとして設置されている標識又は道路等が屈曲する地点等をいう。

七　図上街区点標識等　図上街区点に対応すると推定される標識等をいう。

八　現地調査　街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無の調査をいう。

九　街区点測量　街区点の測量をいう。

十　復元測量　図上街区点の現地における位置を明らかにするための測量をいう。

十一　都市部官民境界基本三角点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。

十二　都市部官民境界基本三角測量　都市部官民境界基本三角点の測量をいう。

十三　都市部官民境界基本多角点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。

十四　都市部官民境界基本多角測量　都市部官民境界基本多角点の測量をいう。

十五　都市部官民境界基本細部点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

十六　都市部官民境界基本細部測量　都市部官民境界基本細部点の測量をいう。

十七　都市部官民境界基本調査基準点　都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点又は都市部官民境界基本細部点をいう。

十八　都市部官民境界基本細部点のうち、多角測量法により決定された点をいう。

「第四章　地籍基本測量」を「第四章　都市部官民境界基本測量」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に改める。

第十五条中「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に改め、「精度を有する基準点」の下に「（以下「基準点等」という。）」を加える。

第十六条第一項中「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「地籍基本調査図」を「都市部官民境界基本調査図」に改める。

第十八条中「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に改め、同条第一号中「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に改め、同条第二号中「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に改め、同条第三号中「地籍基本細部測量」を「都市部官民境界基本細部測量」に改め、同条に次の一号を加える。

五　復元測量

第十九条の見出し中「地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点」を「都市部官民境界基本調査基準点」に改め、同条中「地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点」を「都市部官民境界基本調査基準点」に、「基本三角点及び基準点測量作業規程準則（昭和六十一年総理府令第五十一号）第二条に規定する四等三角点（以下「四等三角点等」という。）」を「基準点等」に改める。

第二十条中「地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点」を「都市部官民境界基本調査基準点」に改める。

「第二節　地籍基本三角測量」を「第二節　都市部官民境界基本三角測量」に改める。

第二十一条の見出し中「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に改め、同条中「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、地形の状況等によりやむを得ない場合には」を加える。

第二十二条（見出しを含む。）中「地籍基本三角点」を「都市部官民境界基本三角点」に改める。

第二十三条第一項中「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に、「四等三角点等又は地籍基本三角点（以下「地籍基本三角点等」という。）」を「基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は都市部官民境界基本三角点」に改め、同条第三項中「四等三角点等」を「基準点等」に改める。

第二十四条中「地籍基本三角点及び」を「都市部官民境界基本三角点及び」に、「地籍基本三角点選点図」を「都市部官民境界基本三角点選点図」に改める。

第二十五条中「地籍基本三角点」を「都市部官民境界基本三角点」に改める。